

令和 7 年度石垣市結婚新生活支援事業に関する Q & A

Q 補助金の目的は？

A 石垣市で婚姻後の新生活をおくる夫婦の結婚に伴う経済的負担を軽減することを目的とします。

Q 対象者は？

A 2025 年1月1日から 2026 年3月31日までに婚姻した夫婦のうち、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、夫婦の所得の合計が500万未満であることです。

Q 補助金の額は？

A 30万円を上限とします。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円を上限とします。

Q 補助金の申請期間は？

A 2025 年4月1日から 2026 年3月31日までとします。

※2026 年3月に申請をお考えの方は、お早めにご相談ください。

Q 補助金の使い道は決まっているのか？

A 結婚を機に、新たに物件を購入または賃借する際の費用が対象です。物件の購入費、アパート等を借りる場合の敷金、礼金、仲介手数料、引越し費用が対象です。

Q 石垣市で婚姻届けを提出しなければ申請できませんか？

A 婚姻後の住居(住民登録)を石垣市におくのであれば、他市町村で婚姻届を提出しても申請は可能です。

Q 転居する時期の制限はありますか？

A 転居の基点日は、2025 年4月1日以降とします。

Q 離婚したら補助金を返還しなければなりませんか？

A 各々の事情も考慮し、返還の義務は発生しないものと考えていますが、偽装結婚等の違法性がある場合は、返還の対象になります。

Q 申請の窓口はどこですか？

A 石垣市ふるさと創生課で受付します。

Q 予算が無くなったらこの事業は終了ですか？

A 予算の上限に達した場合には、受付を終了する可能性があります。予めご了承ください。

Q 外国人と結婚した場合、補助金の対象になりますか？

A 対象になります。

Q 再婚の場合も対象になりますか？

A 対象になります。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を受けたことがある場合(他の自治体での補助を含む)は補助の対象となりません。

Q 市営団地、県営団地も対象になりますか？

A 対象になります。

Q たとえば、夫が住んでいるアパートに妻が引っ越した場合も対象になりますか？

A 対象になります。この場合は、妻の引越しに要した費用が対象になります。

Q 姻気に機に夫婦が生活する実家をリフォームする場合、補助金の対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 婚姻後、夫婦どちらかの実家に引っ越す場合の費用は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 物件の契約名義が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当を支払っている場合、補助の対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 会社を経営しており、事務所兼住居として夫婦で住む。この場合、補助の対象になりますか。

A 対象となりません。会社の経費として計上可能な費用は補助対象外となります。